

# 令和2年度第4回富山地方最低賃金審議会

## 会 議 次 第

令和2年8月5日（水）  
富山労働総合庁舎5階大会議室

### 議 事

- 1 富山県最低賃金専門部会報告について
- 2 富山県最低賃金の改正決定について
- 3 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）（非公開）
- 4 その他

### 資 料

- No.1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）

(写)

富最賃専第5号  
令和2年8月5日富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿富山地方最低賃金審議会  
富山県最低賃金専門部会  
部会長 小股 清香

## 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年6月29日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額821円）は平成30年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	◎小股 清香	○長尾 治明	木元 清明
労働者代表委員	中野 時夫	森川 幸夫	石垣 敦浩
使用者代表委員	矢坂 信幸	江下 修	八田 正人

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

## 別 紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

富山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間849円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和2年10月1日

## 別 紙 2

### 富山県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件 名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 2 1 円
- (3) 発 効 日 平成 3 0 年 1 0 月 1 日

#### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
1 2 ～ 1 9 歳 ・ 単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成 3 0 年度
- (3) 生活保護費（平成 3 0 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9 0, 1 6 1 円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

8 2 1 円（富山県最低賃金）× 1 7 3 . 8（1 箇月平均法定労働時間数）

× 0 . 8 1 8（可処分所得の総所得に対する比率※）＝ 1 1 6, 7 2 0 円

※ 令和 2 年 7 月 1 0 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。

## 富山県最低賃金専門部会 調査審議経過

### 第1回 令和2年7月27日

- 1 部会長に小股委員、同代理に長尾委員を選出した。
- 2 富山県最低賃金専門部会運営規程を原案のとおり決定した。
- 3 第2回本審で決定した富山県最低賃金審議運営事項について確認した。
- 4 審議日程は、原案どおり決定された。
- 5 参考人の意見聴取については、意見書の提出を行わないことと決定した。
- 6 地域別最低賃金額改正の目安の答申内容は第3回本審で説明済みであることから、補足として事務局より中賃目安小委員会配布資料の令和2年改定調査結果の説明がなされた。
- 7 労働経済等関係指標は、第3回本審で説明済みであることから、事務局から春闘妥結状況について補足説明がなされた。
- 8 事務局から富山県における生活保護費と最低賃金の比較等について説明がなされた。
- 9 労使の基本的主張がなされた。

#### (1) 労働者側の主張

- ① 中賃から「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との目安答申が示されたが、「地域の経済・雇用の状況を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ」と示されたこともふまえて適切な審議を行うということであると受け止めており、全国一律に「引上額0円」でないことに留意すべきである。
- ② コロナ禍で打撃を受けている日本経済を内需拡大により回復させるためには、最賃の引上げは極めて重要である。
- ③ 取引適正化と強靱化・高度化を通じた生産性の向上を図り、中小企業・小規模事業者が継続的に賃金を引き上げることのできる環境整備が重要である。

#### (2) 使用者側の主張

- ① コロナ禍によって日本経済はマイナスの影響が大きい状況であることは各種統計の数値からも明らかである。
- ② コロナ禍により影響を受けている企業への対応として、雇用の確保・事業の継続を目的に雇用調整助成金、持続化給付金といった金銭的支援策が実施されており、このような状況で最賃を引き上げることについては慎重に考慮すべきである。
- ③ コロナ禍の渦中であり中小企業が影響を受けている今年度は、最賃法第9条に規定されている最賃決定三要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重要視すべきである。
- ④ 安倍首相が、最賃に関して、「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」という閣議決定は堅持するが、新型コロナウイルス感染症による雇用・

経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守り抜くことが最優先課題である」と示されたが、この首相の意向に賛成する。本専門部会でも雇用最優先の方針で審議すべきである。

- 10 公益委員を中心に労使の意見の調整に努めたが、結論が得られなかったことから、令和2年7月29日に第2回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

#### 第2回 令和2年7月29日

- 1 前回に引き続き、労使の基本的主張がなされた。

##### (1) 労働者側の主張

- ① 中賃の目安に関する公益委員見解において、「現行水準を維持することが妥当」と示されたが、併せて「地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」と示されており、地方において実情を踏まえて審議を行うようにとの意味と受け止めている。
- ② 近年最低賃金制度は社会的に注目されており、ここ数年続いている最低賃金の改定の流れをここで止めるべきではない。
- ③ エssenシャルワーカーと呼ばれる労働者、とりわけ最低賃金額近傍で働く労働者層へのメッセージ発信の意味も込めて、有額結審にこだわっていききたい。
- ④ 富山県の最低賃金は全国平均と比べて低い水準である。外国人労働者を始めとして労働者は賃金水準が高額な地域に移動する傾向がある。使用者側として、コロナ禍後の人材確保の必要性もあるはずであり、最低賃金額の改定は必要なはずである。

##### (2) 使用者側の主張

- ① 中賃の目安に関する公益委員見解において、「地域の経済・雇用の実態を見極め」適切な審議を行うよう示されていることをどう受け止めるかだが、各種経済指標において富山県の経済状況はコロナ禍により著しく低調であることは明らかである。また、中央会が会員企業に対し行った調査では、今年賃金引上げを行った会員企業は約40%であるが、その大多数が手当額改定もしくは定期昇給であり、ベースアップを実施した企業はほとんどない。また、50%を超える会員企業が今年は労働者を採用しないとしている。よって、今年度は「現行水準を維持」し、最低賃金は改定せず凍結が妥当である。
- ② 各企業が実情に応じ賃金引上げの労使交渉を行うことは自由であるが、コロナ禍における経済状況をふまえ、最低賃金改定の議論を行うべきではない。
- ③ リーマンショック時は、今年度と同様、中賃において目安が示されず富山県最低賃金は2円引き上げられたが、リーマンショック時は翌年度経済状況が回復した。しかし、今回のコロナ禍は第2波のおそれもあり来年度経済状況が回復するとはいえず、リーマンショック時と同じようにとらえるべきではない。

- 2 公益委員を中心に労使の意見の調整に努めたが、結論が得られなかったことから、令和2年8月3日に第3回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

#### 第3回 令和2年8月3日

1 前回に引き続き、労使の基本的主張がなされた。

(1) 労働者側の主張

- ① 連合がまとめた春闘の結果では、「有期・短時間・契約等労働者の賃上げ」結果として、加重平均では 27.11 円となっている。当該結果を割り戻すと富山県では時間額 23 円となる。よって、本年度の富山県最低賃金の改正額として時間額 23 円を提示する。
- ② 富山県の有効求人倍率は低下したとはいえ 1 倍を超えており、リーマンショックの際の 0.4 倍といった状況には至っていない。また、北陸の失業率も全国より低い数値であり、コロナ禍とはいえ富山県の雇用情勢はそこまで悪くないのではないか。
- ③ 一部の企業が第一四半期の決算を報告しているが、確認した限り富山県において赤字決算の企業はなく、経済状況も中長期的に回復を見込んでいるような企業が多い。よって、富山県の雇用・経済状況をふまえると、一定程度の最低賃金額引上げが妥当ではないか。

(2) 使用者側の主張

- ① 巣ごもり需要の「スーパー」や在宅勤務の普及促進による「通信」関係の企業の業績が良いのは理解できるが、業績が良いのは限られた一部の企業だけであり、他の大多数の企業はコロナ禍により業績は低迷している。
- ② 労働者側は「コロナ禍だからといって、昨年まで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではない」と主張されるが、今はコロナ禍による未曾有の状況であり、経済の流れも滞り技能実習生も日本に渡航できない非常事態である今年、最低賃金を改定することはあり得ない。
- ③ 使用者側として、前回と変わらず最低賃金額の凍結を提示する。

2 公益委員会を中心に労使の意見の調整に努めたが、結論が得られなかったことから、令和 2 年 8 月 4 日に第 4 回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

第 4 回 令和 2 年 8 月 4 日

1 前回に引き続き、労使の基本的主張がなされた。

(1) 労働者側の主張

- ① 中央最低賃金審議会の公益委員見解において、「地域間格差の縮小」が求められていることを認識すべきである。
- ② 春闘はコロナ禍の中で行われ賃上げで妥結している企業がほとんどであるのに、最低賃金引上審議はコロナ禍の影響を理由に凍結という結論になるのはおかしい。
- ③ コロナ禍の影響で、企業もつらいが、労働者も支出が増加してつらい状況である。コロナ禍の状況だからこそ、最低賃金額近傍の賃金で働く労働者に対する支援の一環として、少しでも最低賃金を引き上げるべきである。

(2) 使用者側の主張

- ① 中央最低賃金審議会における公益委員見解を尊重すべきである。
- ② 最低賃金を決定する三要素いずれをみても、今年度は最低賃金を引き上げる

要素は全くない。

- ③ 各企業は雇用調整助成金や持続化給付金等各種公的支援の活用や、信用保証協会を活用した限界までの借入等により事業活動を継続している。このような状況で最低賃金の引上げを議論してはいけない。
- 2 前回に引き続き、粘り強く労使の意見の調整に努めたが両者の主張に隔たりがあり歩み寄りも期待できる状況とはならなかった。公益代表委員の総意として、さらに調整を重ねても全会一致による結論を得ることが困難であると判断し、現行の時間額を1円引き上げ、時間額849円とする公益委員見解及び公益委員案を提示した。採決の結果、賛成多数で公益委員案が議決された。
- 3 専門部会での審議経過及び審議結果を富山地方最低賃金審議会に報告するための専門部会報告の取りまとめについて、令和2年8月5日に第5回専門部会を開催することとした。

#### 第5回 令和2年8月5日

- 1 第4回専門部会において採択された公益委員案に基づき作成された専門部会報告案が承認された。